

# 日英特許翻訳における直訳に関する考察



翻訳者 倉増 一

## 要 約

特許翻訳は大きく分けて2種類ある。一つはパリ条約に基づく従来型の外国出願のための翻訳である。優先権主張の制約はあるが、国内出願明細書の内容と技術的に完全に意味等価でなくてもよい。もう一つは参照用の翻訳で、PCT出願の国内移行に伴う翻訳、原語出願後の翻訳、優先権主張の証明用翻訳、先行技術の翻訳などがある。これらは何れも、原語が存在しており、その技術的意味を正確に目的とする国の言語に翻訳しなければならない。参照用翻訳はいわゆる直訳でないといけなといわれる理由がここにある。しかし直訳については明確な規定が何処にもなく、この解釈は当事者に任されており、その結果諸説が一人歩きするという憂慮すべき事態になっている。ここではPCT条約や日本・米国特許法の記載を参照し、直訳の範囲で許されることについて考察する。

## 目次

1. 直訳の定義
2. 行き過ぎた直訳の弊害
3. PCT条約及び日本・米国特許法の規定
4. 依頼主の様々な要求
5. 翻訳に関する基本的な考え方
6. 直訳の範囲
7. 単語レベルの直訳の範囲
  7. 1. 適切な訳語の選択
  7. 2. 日本語独特の表現の処理
  7. 3. 文頭の接続語句の処理
  7. 4. 日本語における同じ語句の繰り返し
  7. 5. 「等」の処理
  7. 6. 現場用語と非正規表現
8. 終わりに

## 1. 直訳の定義

直訳については、日本語・英語双方でいろいろな言い方がされている。それらをまとめると、(1)忠実な訳 (faithful translation), (2)直訳 (direct translation), (3)ミラートランスレーション (mirror translation), (4)字句通りの訳 (literal translation), (5)逐語訳 (word-for-word translation) の5つに分類できる。

この中で、(1)の「忠実な訳」は他の言い方とはかなり意味が異なっているように思える、というのも特許翻訳や技術翻訳では、本来原文の意図に忠実な訳が求

められているからである。これに対して、(2)から(5)までは、原語の字句を一对一に対応させた訳を求めているように感じられる。

ところで、直訳に関する定義は関連する条約や各国の法令でも明文化されていない。このことが、種々の説が一人歩きしている原因となっている。さらに、発注者(企業・特許事務所・翻訳会社)も実は根拠があって直訳を指示しているわけではないことが多くある。出所の不明な説が受け売りで広がっているのが実情といえる。

## 2. 行き過ぎた直訳の弊害

内外の審査過程で、記載不備による拒絶理由通知が出ることもある。その原因の一つは元の明細書原稿の不備によるものであるが、もう一つの原因に不適格な翻訳があげられる。つまり、翻訳文が意味をなさないか、原文の意図と異なっている訳になっている、という事実が存在することということである。直訳を原文の単語レベルで整合性を取ったいわゆる字訳と曲解することで、結果的に誤訳あるいは意味をなさない翻訳になっているといえる。翻訳の第一の目的は正確に原語の意味を目標語に置き換えることである。

## 3. PCT条約及び日本・米国特許法の規定

PCT条約の第46条は国際出願の不正確な訳につい

て、次のように規定している。

If, because of an incorrect translation of the international application, the scope of any patent granted on that application exceeds the scope of the international application in its original language, the competent authorities of the Contracting State concerned may accordingly and retroactively limit the scope of the patent, and declare it null and void to the extent that its scope has exceeded the scope of the international application in its original language. (国際出願の不正確な翻訳により、当該国際出願に基づいて付与された特許の範囲が原語の国際出願の範囲を超える場合には、当該締約国の権限のある当局は、それに応じて特許の範囲を遡及して限定することができ、特許の範囲が原語の国際出願の範囲を超える限りにおいて特許が無効であることを宣言することができる。)

この条文は、特許された後の権利範囲を解釈する際に、翻訳によって原語の意味範囲を超えている部分は最初からないものとみなす、と規定しているのであって、直訳の範囲について述べているものではない<sup>(1)</sup>。この条文を掘り下げて解釈すると、意味範囲を超えない正確な翻訳であれば、その文体や表現などは翻訳者の裁量に任されているということになる。また、日本と米国の文化の違い、あるいは双方の言語体系の違いの部分については、当然のことながら語単位で対応した翻訳は不可能である。

これを受けて、米国特許法第 375 条 (35U.S.C.375) は、国際出願で特許された特許の有効性について次のように規定している。

35U.S.C.375 Patent issued on international application: Effect. (国際出願で登録された特許の有効性)  
(b) Where due to an incorrect translation the scope of a patent granted on an international application designating the United States, which was not originally filed in the English language, exceeds the scope of the international application in its original language, a court of competent jurisdiction may retroactively limit the scope of the patent, by declaring it unenforceable to the extent that it exceeds the scope of the international application in its original language. (英語出願で

ない米国を指定国とする国際出願に関して付与された特許の範囲が、不正確な訳により原語の国際出願の範囲を超える場合、管轄裁判所は、その範囲が原語の国際出願の範囲を超える限りにおいて権利行使できないと宣言することにより、この特許の範囲を遡及して制限してもよい。)

この条文も、原語の範囲を超えた部分については、最初から権利がなかったものとする、という趣旨のことを述べており、権利がすべて無効になるというものではない。一部には直訳でない「権利が全て無効になる」といった極端な意見を持っている人も見受けられるが、権利行使ができないのは、原語の範囲を超えて広がった部分のみということをよく理解すべきである。

これ以外に、米国特許庁審査便覧 (MPEP<sup>(2)</sup>) の § 608.01 には、原語出願 (仮出願) の翻訳文は *literal translation* でなければならないことが定められている。また、日本特許庁は、従来は外国語で出願された PCT 出願の翻訳文は適正な逐語訳による翻訳文 (外国語書面の語句を一对一に文脈に沿って適正な日本語に翻訳した翻訳文) でなければならないと規定していた。*literal translation* や「一对一」という語が曲者で、これが直訳を、一字一句をなぞった翻訳であるとする誤解の源であったことは否めない。しかし、2015 年 10 月 1 日以降は、審査基準からこのような制限条項は撤廃されたので、原文の語を一对一に対応づけて訳す必要はなく、意味等価な翻訳に徹すればよいと理解することができる。

#### 4. 依頼主の様々な要求

直訳の定義と範囲については特に条文で取り決めがないため、先ほども述べたとおり諸説が一人歩きしているのが現状である。例えば、多数意見ではないと信じたいのだが、直訳の範囲については次のような制約を設けているところがある。

- (1) 長文を 2 つ以上の文に分離しない。逆に複数の文を統合して一文にしない。
- (2) 原語の態 (受動態, 能動態) をそのまま翻訳文に反映させる。つまり、態の入れ替えを行わない。
- (3) 流し書きスタイルはそのまま翻訳する。
- (4) 主語、目的語が抜けている場合も極力補充しない。

(5) 「等」は必ず訳す。

(6) 文頭の接続語も必ず訳す。

米国特許審査便覧 (MPEP) の 2163.07 には、原語出願の翻訳文における誤訳訂正に関する事項が記載されている。そこには、「単なる表現の変更は、新規事項に該当しない。従って、意味合いの変化を伴わない表現の変更については、これを許容する。」とある。また、「明らかな誤記を訂正するための補正は、発明の技術分野において当業者が単なる誤記と認識し、かつそのように訂正することが妥当であると認識する程度のものである限り、新規事項には該当しない。」との記載もある。これらを参考にすれば、文体の問題は直訳であるかどうかとは全く関係のないことが明白である。従って、これらの要求が妥当であるとは思えない。

## 5. 翻訳に関する基本的な考え方

筆者は、特許翻訳や通常の技術翻訳には、基本的に直訳と意識といった区別はないと思っている。これらの翻訳は原文の意図を忠実に翻訳語に反映させることが目的であり、翻訳者の解釈が生まれる余地はあり得ないからである。現実には原文が曖昧なために、技術的な意図を翻訳者が理解しにくいことがよくあるが、これは原文に問題があるわけで、それを翻訳者が間違えて解釈したとしても不可抗力であると考えられる。こう考えてみると大半のケースでは最適な訳のパターンはおのずから決まる。

従って、特許事務所や翻訳者は、優先権主張の制約の範囲内で顧客の利益になるような翻訳を目指すべきである。原文の意味範囲を超えない翻訳であればそのスタイルは問われないと理解すればよい。日本語と英語では自然な構文は異なるので、英語として自然に読めるということを意識しながら翻訳することに専念すればよい。

## 6. 直訳の範囲

以上の背景のもとに、日英翻訳で直訳の範囲と考えられることは次の通りである。

### (1) 単語レベルの範囲

- ア. 数を明確にする
- イ. 冠詞を正しく付ける
- ウ. 適切な訳語を選択する (必ずしも一対一の対応ではない)
- エ. 日本語独特の表現の処理

- オ. 文頭の接続語句の処理
- カ. 日本語における同じ語句の繰り返し
- キ. 「等」の処理
- ク. 現場用語と非正規表現

### (2) 文レベルの範囲

- ア. 主語・目的語の補完
- イ. 文体の転換
  - ① 時間の前後関係の整理
  - ② 流し書きスタイルの再構築
  - ③ 無生物主語の活用
  - ④ 不定詞構文の活用
  - ⑤ 品詞の転換
  - ⑥ 態の変換・文体の変換
  - ⑦ 時制の変更、助動詞
  - ⑧ 非論理的な日本語を論理的な英語にする

### (3) 段落レベルの範囲

- ア. 文の分割・統合
- イ. 文の入れ替え
- ウ. パラグラフの統合

### (4) 法律レベルの範囲

- ア. 「構成される」の処理
- イ. 「を特徴とする」の処理
- ウ. 「手段」の訳語

以下に、これらの項目のうち、単語レベルの直訳の範囲について順に実例を紹介する。

## 7. 単語レベルの直訳の範囲

### 7. 1. 適切な訳語の選択

翻訳者はすべての語を一対一の対応で訳す傾向がある。典型的な例が「表示装置」を“display device”と訳すことである。この訳は間違いではないが冗長である。英和辞典で“display”を見ると「表示」という動作以外に、「表示装置」の意味も記載されている。また、英英辞典、例えば Webster の“display”の稿には“an electronic device (as a cathode-ray tube) that presents information in visual form; also : the visual information”とあるので、“display”が装置の意味を持っていることは明らかである。同一明細書中で、行為の“display”と混同を起こさない限りは、“display”をそのまま「表示装置」として使用することで英文が簡潔になる。

「リン光発光を利用した有機 EL 素子」は字句をなぞって翻訳すると“an organic EL element utilizing

phosphorescent emission”となるが、これは非常に冗長な英文である。これは単に“phosphorescent organic EL device”でよい。まず、“phosphorescent emission”は単に“phosphorescence”で済む。この語には“emission”の意味が既に含まれているからである。これが分かっているならば“phosphorescent”を直接“EL device”を修飾する形容詞として使用するという発想が浮かぶ。つまり日本語も「リン光発光性有機EL素子」と読み替えればよい。なお、「素子」とあると多くの翻訳者は“element”を使用するが、研究者達はどちらかというと“device”を使用する傾向がある。elementは機械などの要素を意味し、deviceはそれ自体で機能する装置を意味する語であり、どちらでも意味は通じるのだが、翻訳に際してはそういう発明者との認識のギャップも意識しておくが良い。

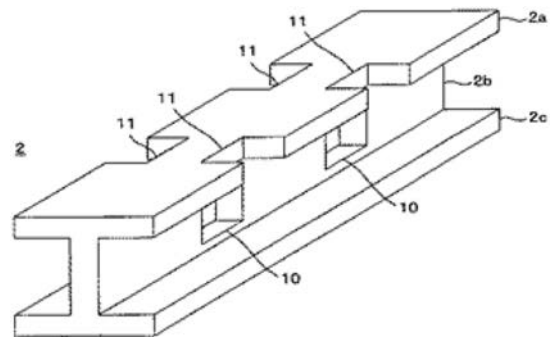
典型的な例は、「本体部」を main body part としている場合である。「本体部」は単に body がよい、というのは「本体」が body であり、「部」は物あるいは物の部材を表す日本語特有の接尾辞であるからである。

初めて使用する語は、英英辞典でその意味を理解すると同時に、英米人の書いた英語を読んで確認すると上記のような簡潔な表現にたどり着くことができる。これらの例示が一字一句をなぞった翻訳から脱するヒントになれば幸いである。

## 7. 2. 日本語独特の表現の処理

日本語明細書に特有の表現で、そのまま文字を訳すと非常に理解しにくい文になるものがある。典型的な例として、「一方」と「他方」の組み合わせを紹介する。これらの表現は英文でも one と the other の組み合わせで存在するが、日本語の「一方」・「他方」の方が圧倒的に多く使用されている。

**例題 1** 箱体設置架台 2 は OA 機器を収納した箱体を載置、固定する上部フランジ部 2a と、上部フランジ部 2a の中間部に一方端が接続された中間支持部 2b と、中間支持部 2b の他方端が中間部に接続されるとともに床面に接する下部フランジ部 2c とで構成される。



**訳例 1** A seat 2 includes an upper flange 2a on which a box containing an OA device is fixed, an intermediate support 2b, and a lower flange 2c on a floor. The intermediate support 2b has a first end integrated with the upper flange 2a along its central line and a second end integrated with the lower flange 2c along its central line.

この日本語は one end と the other end で表現できるが、訳例 1 のように a first end と a second end で表現する方が簡潔かつ明瞭になる。a first end は an upper end あるいは a top end に、a second end は a lower end あるいは a bottom end とすることもできる。こうすることで上下関係がより明確になる。これらは技術的な意味範囲を変えるものではなく、単なる表現上の処理なので、直訳の範囲として差し支えない。単なる訳語の割り当てと考えることもできる。また、架台の役割はこの文の中に述べられているので、「箱体設置架台 2」は単に「架台 2」とすると簡潔になる。

## 7. 3. 文頭の接続語句の処理

日本語の文頭には、「しかし（ながら）」、「従って」、「なお」、「さらに」、「一方」、「まず」などの接続語句が当たり前のように使用されている。これらの接続語句を機械的に辞書対応型で翻訳しているケースが多いが、適切とはいえない。典型的な例が「一方」を on the other hand とする翻訳が非常に多いが、英文で on the other hand を使用できるケースはきわめてまれであり、事実米英人の書いた明細書ではこの句はまれにしか見ることはできない。技術論文においても不適切な on the other hand が多用されているとの指摘がある（参考文献 1）。

一般に、文頭の接続語句は基本的に訳さないのがよい。田中弁理士は、接続詞はそれ自体が技術情報ではないから、たとえ訳出されなかったとしても、技術情

報としての等価性は失われない、と指摘している（参考文献2）。文脈で最小必要限の接続句を使用することで、簡潔・明瞭で論旨の明確な英文を書くことができる。使用する場合も、辞書対応型ではなく、英文としてふさわしい接続語句を選択するようにするとよい。英米人の書く英語では、従来技術の欠点を述べる際の「しかしながら」に相当する英語は unfortunately がよく使用される。また、therefore や however は基本的に文頭ではなく、主語の後ろに置かれる。米英人の書いた優れた英文を読んで、これらの感覚を身につける必要がある。

#### 7. 4. 日本語における同じ語句の繰り返し

日本語における同じ語句の繰り返しとしては、(ア)「フィルムのフィルム厚さ」のように単純に語が重複しているケース、(イ)「前記増幅回路に接続された前記受信回路」のように「修飾語句が繰り返し使用されるケース」、(ウ)「左側及び右側」のように名詞が共通しているケースの3通りある。これらの字句をそのまま訳すと、それぞれ(a) the film thickness of the film, (b) the receiving circuit connected to the amplification circuit, (c) on the left side and the right side となるが、何れも冗長である。英語では共通部分や定冠詞つきの名詞で読者が識別可能なものについては繰り返しの表現は避ける方が読みやすくなる。上記の例は、それぞれ(a) the thickness of the film, (b) the receiving circuit, (c) on the right and left sides となる。(c)に関しては、単に on the right and left とするとより簡潔になる。このような日本語と英語の間の特性の違いを正しく認識しておくことが簡潔明瞭な英語表現には必須である。

また、文脈で省略可能な語句の繰り返しも多く見られる。これらの語句はないほうがすっきりして読みやすくなる。

**例題2** 図1は、本発明の第1の実施例に係る発光素子を用いた表示装置のブロック図である。図1において、101は表示装置の環境温度を検知する温度検知部である。

**訳例2** Figure 1 is a block diagram of a display including an LED in accordance with a first embodiment of the present invention. A temperature sensor 101 detects the ambient temperature of the display.

この例題では、2番目の文の「図1において」が冗長で、情報としての価値はない。一旦別のことを述べて、図1の説明に戻る場合は、With reference to Fig. 1 again 等の表現が有効である。なお、この例題のように、日本語明細書では図面の参照番号を主語にする書き方が多くあるが、訳例のように物を主語に書き換えて訳すのが好ましい。

**例題3** ワイヤーハーネスの外周に巻かれるワイヤーハーネス用の外装材（特許請求の範囲の前文）

**訳例3** A cover material to be wound around a wire harness

日本語では「ワイヤーハーネス」が2度使用されているが、英文では wire harness を一度使用するだけで十分に意味が通じる。「ワイヤーハーネス用の」に相当する for wire harness は置き場所がない。なお、「巻かれる」はまだ巻かれていないので to be wound でなければならない。単に wound とすると「巻かれた状態」を記述していることになる。

#### 7. 5. 「等」の処理

日本語には意味のない「等」が極めて多く用いられている。これは特許明細書に限ったことではなく、法律の条文にも実に多くの「等」が使用されている。例えば特許法第2条には「物（プログラム等を含む）」とあるが、プログラム以外に何を含むのかはこれだけではわからない。かつて筆者は、いくつかの法律の条文の英訳を調べたことがあるが、「等」を訳しているケースと訳されていないケースがほぼ拮抗していたという記憶がある。

特許でよく見られる翻訳では、「等」を and the like あるいは or the like としているのが多い。一般に、これらの表現はよくないとされている。兵藤伸一はその著書（参考文献3）の中で「金や白金など」を gold, platinum, etc. とせずに gold, platinum, and other noble metals と項目の枠組みを明らかにするような表現が好ましい、と指摘している。用語「等」を有効にするにはこのような方策を取り入れるべきである。単に and the like としてもこの語には実態がないので、効果は期待できない。

**例題4** 画像情報には、画像ファイルのファイルパス、医用画像を構成する横方向（X方向）及び縦方向（Y方向）の画素数、各種LUT情報（モダリティLUT、VOILUT）、その他画像を生成する際に使用する

るパラメータ（格納ビット，割り当てビット，高位ビット，光度測定解釈，面構成，画素表現等）等が含まれる。

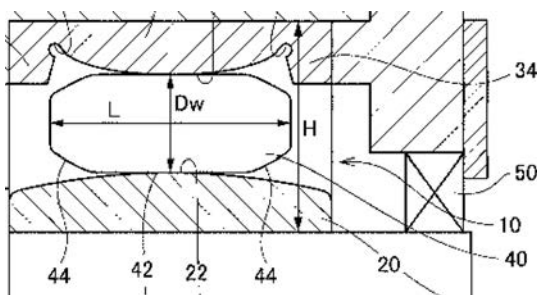
**訳例 4** Examples of the image information include the file path of the image file, the number of pixels in the medical images in the lateral (X) and longitudinal (Y) directions; LUT<sup>(3)</sup> information, such as modality LUT and VOI LUT; and other parameters, such as storage bits, allocation bits, high-order bits, photometric interpretation, planar configuration, and pixel representation, used for forming the images.

この例題では，主語の Examples が日本語の「等」に相当するので，文末に and the like や etc. を付ける必要はない。「等」に相当する他の表現には such as, for example, for instance, e.g. (ラテン語の exempli gratia の略，「例えば」，「例を挙げると」の意味)がある。

## 7. 6. 現場用語と非正規表現

明細書には時々現場用語が出てくることがある。現場用語はその意味を正確に汲み取って訳さないと，通じないことが多い。

**例題 5** 内輪 20 のクラウニング形状の R が大きいと，ころ 40 と内輪軌道面 22 の接触面積が広がるため，内輪 20 が軸方向に移動した際には，内輪 20 ころ 40 との接触面がころ 40 の転動面より外れてエッジロードが発生するおそれがある。



この例題では「R」が現場用語である。機械分野の現場では，「半径」に相当する radius の頭文字を取って，よく「R が大きい」とか「R が小さい」という言い方をするが，これをそのまま A large/small R とするのはではなく，訳例のようにきちんと表現しなければならない。

**訳例 5** A large radius of the crown of the inner ring 20 leads to a large contact area between the

roller bearing 40 and the track surface 22 of the inner ring. If the inner ring 20 shifts in the axial direction in such a case, the contact surface between the inner ring 20 and the roller bearing 40 may deviate from the rolling face of the roller bearing 40, resulting in edge loading.

現場では，同様の表現で角に丸味を付けることを「R を付ける」という。英語では the corner is rounded, the round corner, the rounded corner 等の表現をとることができる。現場用語はその意味を正しく理解して，的確な用語を見つけるようにすることが重要である。

材料関係の特許では「SUS」や「ステンレス」などの表現が見られる。これをそのまま“SUS”や“stainless”とする翻訳者が後を絶たないが，外国人には意味が通じないと考えるべきである。いずれも“stainless steel”と正しい用語を使用する。一般に，カタカナ語やアルファベット表記をそのまま英語に置き換えると意味が通じない場合が多くある。

次に非正規表現の例を示す。

**例題 6** 有機材料が室温で液体の場合，融解凍結法等により，溶存している気体を除去する。

この文章は，液体をいったん凍結して融解することにより溶存気体を除去することを述べている。しかし，<融解凍結法>だと，液体をまず融解し次に凍結するということになる。液体を融解することはできないので，凍結と融解の順序が逆と言うことに気付かないといけない。文字を訳すのではなく，意味を訳さないと技術的意味が通じない典型的な非正規表現である。この例題は，特許翻訳も技術翻訳の範疇であることを明確に示している。

**訳例 6** If a liquid organic substance at room temperature is used, the dissolved gas should be preliminarily removed through a freeze and thawing process.

この日本語は舌足らずだが，文脈から訳例のように読み取ることができる。溶存空気，具体的には反応に悪影響を与える酸素を除去するための記述である。一般に和文の方が英文よりも冗長だが，この例のように舌足らずの場合もある。その部分は補って訳さないと明確な文章にならない。

## 8. 終わりに

文レベル、段落レベル、及び法律レベルの直訳の範囲については、紙面の都合で書き切れなかった。この他に、直訳の範囲で考察すべき項目に、無生物主語と長文の処理があるが、これらについては稿を改めて考察したい。ここに述べた見解については異論もあるかもしれない。本考察に関して活発な議論が展開されることを期待する。

なお、本稿に挙げた例題はいずれも短文だが、長文や複雑な構造の文であっても、これらの手法は有効である。短文の演習で基礎をしっかりと固めるのが正確・簡潔・明瞭な英文を仕上げる早道である。

## 参考文献

1. グレン・パケット「科学論文の英語用法百科第1編」, 431ページ, 京都大学出版会
2. 田中達也「特許翻訳におけるミラートランスレーションとは」, 知的財産翻訳ジャーナル, 2013年11月号, 1ページ
3. 兵藤伸一「科学英文技報」, 196ページ, 東京大学出版会 (1986)

## 注

- (1) 翻訳によって原語の意味範囲を超えているか否かは、パリ条約に基づく出願でも、例えば優先権の範囲との関連で問題になる可能性がある。
- (2) Manual of Patent Examining Procedure の略称
- (3) look up table の略称

(原稿受領 2016. 1. 5)

**JPAA**  
 Information

# ヒット商品は こうして 生まれました!


平成26年  
改訂版

### ヒット商品を支えた知的財産権

「パテント・アトニー誌」で毎号連載しております、「ヒット商品を支えた知的財産権」。

こちらの記事を一冊にまとめた「ヒット商品はこうして生まれました!」の平成26年度改訂版が10月下旬に発行しました。

是非ご覧いただき、知的財産、更には弁理士への理解を深めていただければ幸いです。



◆本誌をご希望の方は、[panf@jpaa.or.jp](mailto:panf@jpaa.or.jp) までご一報ください。